

**児童相談所新築工事設計業務
公募型プロポーザル評価要領**

1. 評価の位置づけ

本要領は、児童相談所新築工事設計業務を委託するにあたり、「児童相談所新築工事設計業務公募型プロポーザル方式募集要領」等の各種資料を基本とした上で、評価点の算出方法、受託候補者の選定方法について示すものである。

2. 評価方法と受託候補者等の選定

- (1) 委託先候補の事業者特定は、プロポーザル方式による建設コンサルタント選定委員会（以下、選定委員会）の審議により実施する。
- (2) 審査は参加表明書による1次審査、ヒアリングによる2次審査の二段階審査により実施する。
- (3) 1次審査は、参加表明書等の提出書類を基に書類審査（客観的評価）を事務局により実施し、選定委員会の審議を経て、2次審査へ進む点数上位5者を選定する。
- (4) 2次審査は、1次審査で選定された事業者に技術提案書等の提出を要請し、提出された資料について非公開によるヒアリング及び審議を行い、その内容を踏まえて選定委員会により受託候補者及び次点候補者を選定する。
- (5) 各評価段階の配点は下記のとおりとする。

段階	評価項目	配点
1次審査	会社の實力 (業務経歴、有資格者数など)	25.0
	実施体制の能力 (配置予定主任担当技術者の経験、能力など)	75.0
計		100.0
段階	評価項目	配点
2次審査	特定テーマに対する技術提案 (特定テーマについての的確性、独創性、実現性など)	60.0
	業務の実施方針 (業務内容の理解度、実施体制、積極性など)	30.0
	提案価格	10.0
計		100.0

- (6) 1次審査及び2次審査の得点による応募者の最終得点は下記のとおりとする。

最終得点 = (1次審査得点 × 25%) + (2次審査得点) 125点満点

なお、各段階での得点については公表しない。

選定終了後、受託候補者及び次点候補者は応募者名と最終得点、3位以下の応募者は最終得点のみ公表する。

3. 1 次審査

(1) 参加表明書等の提出

1) 提出期限

令和4年4月18日午後5時まで（郵送の場合は期限内に必着のこと）

2) 提出方法

持参又は配達記録が残る郵送（簡易書留等）

3) 提出場所

児童相談所新築工事設計業務公募型プロポーザル方式募集要領10.「連絡先及び提出先」に記載する事務局

4) 提出書類

提出書類	様式	部数
参加表明書	様式1	各2部
応募設計事務所概要	様式2	
会社の実力 (技術者数・資格)	様式3	
会社の実力 (同種又は類似業務実績)	様式4	
実施体制の能力 (配置予定主任担当技術者の技術者資格)	様式5	
協力事務所の名称等	様式6	
配置予定管理技術者の経歴	様式7	
配置予定主任担当技術者の経歴	様式8	

(2) 配点表

区分	様式	評価内容	評価基準	配点
会社の実力	様式 3	技術者の在籍数	応募者に属する技術者の数 詳細は 3. (3) 評価基準による	5.0
	様式 3	有資格者係数	応募者に属する技術者の数 詳細は 3. (3) 評価基準による	5.0
	様式 4	同種又は類似業務の実績	平成 24 年 4 月 1 日以降に履行が完了した同種又は類似業務の数 詳細は 3. (3) 評価基準による	15.0
実施体制の能力	様式 5	配置予定主任担当技術者の技術者資格	建築(総合) 主任担当技術者の資格	3.0
			構造主任担当技術者の資格の資格	3.0
			電気設備主任担当技術者の資格の資格	3.0
			機械設備主任担当技術者の資格の資格	3.0
			積算主任担当技術者の資格の資格	3.0
	様式 7, 8	配置予定管理技術者及び主任担当技術者の同類又は類似事例の実績	管理技術者の実績	9.0
			建築(総合) 主任担当技術者の実績	8.0
			構造主任担当技術者の実績	6.0
			電気設備主任担当技術者の実績	6.0
			機械設備主任担当技術者の実績	6.0
	様式 7, 8	配置予定管理技術者及び主任担当技術者の繁忙度	管理技術者の繁忙度	8.0
			建築(総合) 主任担当技術者の繁忙度	8.0
			構造主任担当技術者の繁忙度	3.0
			電気設備主任担当技術者の繁忙度	3.0
			機械設備主任担当技術者の繁忙度	3.0
合計				100.0

(3) 評価基準

1) 会社の実力

なお、会社の実力とは本社を含む会社全体の實力を評価する。(グループ会社を含まない。)

ア 技術者の在籍数(様式 3)

評価項目	評価事項	評価係数	配点
技術者数	換算技術者数 20 人以上	1.0	5.0
	換算技術者数 10～19 人	0.9	
	換算技術者数 9 人以下	0.8	

※換算技術者数 = Σ (技術者数 × 技術者資格係数)

資格係数：構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、第一種電気主任技術者、技術士は 1.2、一級建築士、建築積算士、建築設備士、第二種電気主任技術者は 1.0、その他は 0.5 とする。協力事務所の人数は技術者数に含まない。

イ 有資格者(様式 3)

評価項目	評価事項	評価係数	配点
有資格者係数	平均資格係数 0.80 以上	1.0	5.0
	平均資格係数 0.79～0.60	0.9	
	平均資格係数 0.59 以下	0.8	

平均資格係数＝換算技術者数÷技術者数

協力事務所の人数は技術者数に含まない。

ウ 同種又は類似業務の実績(様式 4)

会社の同種又は類似業務の実績について評価する。元請として、平成 24 年 4 月 1 日以降で本プロポーザルの募集要領配布開始時点までに履行が完了した同種又は類似業務を対象とし、記載する件数は 5 件までとする。

評価項目	評価事項		実績係数	配点
業務実績	類似 A	ZEB Ready 以上を達成した建築物の新築。	1.0	15.0
	同種	児童相談所、一時保護所又は児童福祉法第 7 条に掲げる乳児院、児童養護施設、障害児入所施設のいずれかの施設の新築。	0.7	
	類似 B	公共機関等が発注する延べ面積 2,000m ² 以上の新築。	0.5	

※公共施設とは、国(日本)及び地方公共団体とする。

各実績の実績係数を合計したものを 5(実績が 4 件以下でも 5 とする)で除した値(小数点第 3 位を四捨五入)を評価係数とし、配点に乗じたものを得点とする。

2) 業務体制の能力

ア 配置予定主任担当技術者の技術者資格(様式5、様式6)

評価項目	担当分野	評価する技術者資格	評価係数	配点
配置予定主任担当技術者の資格	建築(総合)	一級建築士	1.0	3.0
		二級建築士	0.4	
		その他	0.2	
	構造	構造一級建築士	1.0	3.0
		一級建築士	0.8	
		二級建築士	0.4	
		その他	0.2	
	電気設備	設備設計一級建築士 第一種電気主任技術者	1.0	3.0
		建築設備士 一級建築士 第二種電気主任技術者	0.8	
		一級電気工事施工管理技士	0.4	
		その他	0.2	
	機械設備	設備設計一級建築士	1.0	3.0
		建築設備士 一級建築士	0.8	
		一級管工事施工管理技士	0.4	
その他		0.2		
積算	建築積算士 一級建築士	1.0	3.0	
	二級建築士	0.4		
	その他	0.2		

イ 配置予定管理技術者及び主任担当技術者の同類又は類似事例の実績(様式7、様式8)

管理技術者及び各主任担当技術者(積算主任担当技術者を除く)について、過去の実績のうち2件を次のとおり評価する。

- ① 業務実績については(3) 1)ウ同種又は類似業務の実績とし、元請、協力事務所問わず評価する。
- ② 携わった立場

携わった立場	管理技術者係数	主任技術者係数
管理技術者の立場	1.0	1.0
主任担当技術者の立場	0.6	1.0
担当技術者の立場	0.2	0.6

③ 評価

配置予定主任担当技術者の各実績について①×②で算出された係数を合計し、2(実績が1件でも2とする)で除した値(小数点第3位を四捨五入)を評価係数とし、配点に乗じたものを得点とする。

ウ 繁忙度 (様式7,8)

令和4年4月1日以降に業務の履行期間が重複するものについて評価する。(積算主任担当技術者は除く)

ただし、主たる分担業務分野(建築(総合)分野)主任技術者は業務実施上の条件として手持ち業務について、携わっている業務(本契約を含まず特定後、未契約の業務を含む。)が、5件以下であることが条件であるため、それを超える場合は失格とする。

評価項目	評価事項	評価係数
繁忙度	手持ち業務が2件以下	1.0
	手持ち業務が3件～4件	0.6
	手持ち業務が5件以上	0

4. 2次審査

(1) 技術提案書等の提出

1) 提出期限

令和4年5月25日午後5時まで(郵送の場合は期限内に必着のこと)

2) 提出方法

持参又は配達記録が残る郵送(簡易書留等)

3) 提出場所

児童相談所新築工事設計業務公募型プロポーザル方式募集要領10.「連絡先及び提出先」に記載する事務局

4) 提出書類

提出書類	様式	部数
技術提案書(表紙)	様式11	2部社名入り
特定テーマに対する技術提案	様式12	2部社名入り
業務の実施方針	様式13	5部社名無し
見積書	任意	

(2) 配点表

様式	評価項目	評価基準	配点	
様式 12	特定テーマに対する技術提案	テーマ① 『公共施設の脱炭素化に向けた設計の考え方について』	(3) 1) による	30.0
		テーマ② 『児童相談所及び一時保護所の特性を踏まえた課題の設定及び解決策について』		20.0
		テーマ③ 『施設の可変性に配慮した計画について』		10.0
様式 13	業務の実施方針	業務の理解度、取組方針	(3) 2) による	15.0
		業務の実施体制		15.0
任意	提案価格	(3) 2) による	10.0	

(3) 評価基準

ヒアリング終了後各委員が提案の的確性(与条件との整合性等)、独創性(工学的知見に基づいて独創的な提案となっているか等)、実現性(提案内容が論理的に裏付けがされており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して以下の評価水準に基づいて総合的に評価する。

各委員の評価係数を合算し、委員人数で除したものを評価係数とし、配点に乗じたものを得点とする。

1) 特定テーマに対する技術提案

ア) 各テーマの評価の着眼点に基づき評価する。

評価項目	評価の着眼点
特定テーマに対する技術提案	<p>テーマ①『公共施設の脱炭素化に向けた設計の考え方について』</p> <p>本市では、「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明し、脱炭素社会実現を目指すとともに、環境負荷の大きい公共建築物のライフサイクルコストの低減に取り組んでおり、新築する公共建築物においては ZEB Ready の認証取得を目指している。</p> <p>本案件について、ZEB Ready の認証取得に向けた実現可能性の高い省エネルギー対策による環境負荷の低減と、ライフサイクルコスト縮減（イニシャル・ランニングそれぞれ）に係る具体的な手法などに配慮し、総合的な考え方を提案すること。</p>

	<p>テーマ②『児童相談所及び一時保護所の特性を踏まえた課題の設定及び解決策について』</p> <p>本施設は「児童相談所部門」「一時保護所部門」で構成される児童相談所であり、日々多くの来所相談等に対応するとともに、虐待を受けた児童や非行児童等を一時的に養育環境から離し、安全安心な生活空間の提供と、昼夜一貫した支援を行う施設である。一時保護所では、幅広い年齢層で異なる性別の児童が、基本的には一日中施設内で学習や運動を行いながら生活する。</p> <p>こうした施設の特性を踏まえ、施設の運営について発生する課題を設定し、その解決方法について施設整備の観点から提案すること。</p>
	<p>テーマ③『施設の可変性に配慮した計画について』</p> <p>近年児童虐待相談件数は増加の一途をたどり、児童を取り巻く環境は日々多様化、複雑化するに合わせて、今後の法改正や児童相談の状況の変化に対応しながら長期的に活用されるべき建築物である。</p> <p>本施設を設計する上で、将来の変化にも柔軟に対応可能な施設とするために、どのような工夫が考えられるか具体的に提案すること。</p>

イ) 評価係数

評価項目	評価水準	評価係数
特定テーマに対する技術提案	A: 具体的な提案の的確性・独創性・実現性が極めて優れている	1.0
	B: 具体的な提案の的確性・独創性・実現性が優れている	0.8
	C: 具体的な提案の的確性・独創性・実現性が十分である	0.6
	D: 具体的な提案の的確性・独創性・実現性がやや不十分である	0.4
	E: 具体的な提案の的確性・独創性・実現性が不十分である	0.2

2) 業務取組方針、実施体制

ア) 各項目についての評価の着眼点に基づき評価する

評価項目	評価の着眼点
業務の理解度、取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務内容や特定テーマに対する理解度が高いか ・本業務に関連した知識、経験が豊富であるか ・意欲、熱意を感じられ、創意工夫が期待できるか ・特に重視する設計上の留意事項が本業務に適当であるか ・ヒアリングを通して、説明や質疑の受け答えが明瞭であるか
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制について特徴があるか ・業務の実施体制において、各分野の密な連携が担保されているか ・課題解決に向けて十分な知識や経験があり、解決に導く体制となっているか（コスト削減、工事工期短縮、環境配慮など）

イ) 評価係数

評価項目	評価水準	評価係数
・業務の理解度、取組方針	A:極めて優れている	1.0
	B:優れている	0.8
・業務の実施体制	C:適切である	0.6
	D:やや劣っている	0.4
	E:劣っている	0.2

3) 提案価格

提出された提案価格に基づき、以下の算定式により算出された係数を配点に乗じたものを得点とする。

価格評価係数 = (提案上限額 - 提案価格) / (提案上限額 - 最低価格)

※最低価格とは、最も低く提案された提案価格をいう。

提案価格が提案上限価格を超えた場合は失格とする。

以上